

地域福祉かわら版

YOMO-DE!

よも〜で



第 28 号

「存じですか？」

地域の身近な相談相手

見守る・支える・つなげる

みなさんの住んでいる地域で、**民生委員・児童委員**と呼ばれる方々が地域のために活動されていることを知っていますか？

民生委員は地域の中から選ばれ、地域の福祉を推進する役割（厚生労働大臣から任せられた非常勤の地方公務員）があります。

みなさんが安全に安心して生活するために、地域住民からの困りごとや心配ごとを聞いて、支援を必要とする人と行政や専門機関（助けてくれる人や場所）を紹介する「つなぎ役」として相談・援助を行い、地域で活躍されています。

民生委員はボランティアであるため給与は支給されません。任期は3年（再任も可能）で、一人ひとりが担当する地域でいろいろな人と関わり合いながら活動されます。民生委員・児童委員の中でも、子どもたちの福祉に係ることを専門的に担当する方は、**主任児童委員**と呼ばれます。

5月12日は「民生委員・児童委員の日」

大正6年5月12日に、民生委員制度のもとになる岡山県済世顧問制度設置規定の交付日にちなみ、**毎年5月12日を「民生委員・児童委員の日」と定められました。**
この日から1週間を「活動強化週間」として民生委員・児童委員（主任児童委員）や活動について理解を深めてもらうため、全国各地でさまざまなPR活動に取り組まれています。

少子化や高齢化、新型コロナウイルスの感染拡大などで地域社会のつながりが薄くなっている今、大人にとっては子育てしやすく、子どもたちにとっては安心して成長できる地域をめざして活動されています。

どんな活動をしているの？



ひとり暮らしの高齢者や障がいのある方、赤ちゃん

地域の頼れる存在

うけとめる・つなぐ

一緒に考えてサポート

身近な相談先

や、定例会で委員同士の情報交換を行い、一人では対応できないことなどはチームみんなで協力し合いながら取り組まれています。

活動のすべてを紹介できませんが「支え合いのまちづくり」の中心的存在です。

が生まれたばかりのお宅を訪ねて安心安全に生活できているか定期的に確認したり、家に閉じこもりがちの高齢者などが集まって交流する「いきいきサロン」や、さまざまな理由からひとりで食事をすることが多い子どもたちが、地域のみんなで食事ができ「子ども食堂」の活動など、地域の中の居場所づくりもされています。

子どもたちの安心安全のための登下校時のあいさつ運動

させぼんの社会!! 発見!!

「身近な相談相手」編

ある日、そのお母さんがひとりで元気なく歩いているところを見かけたMさん

心配だわ...話を聞いてみよう。

Mさんの担当している地域の若いお母さんに元気な赤ちゃんが誕生しました。そのお母さんは、会うといつもニコニコの笑顔でした。

今回はS市で民生委員・児童委員をされているMさんの活動の様子を見学させてもらうことにしました。

失礼しま〜す

おじいさんには福祉の専門の人に手伝ってもらうことにしました。

おじいさんがサービスを受けられるようになってよかったです。

あとはお母さんが子育ての悩みを相談できる所があれば...

まず、お母さんに話をしておじいさんには福祉の専門の人に手伝ってもらうことにしました。

おじいさんがサービスを受けられるようになってよかったです。

Mさんは定例会でそのお母さんのことをみんなで話し合うことにしました。

夜もぜんぜんねむれなくて... まあたへん

はあ... 最近、赤ちゃんよりもお兄ちゃんに手がかかって...

Mさんがさらにくわしく話を聞いてみると、そのお母さんは子どものお世話をしながらいっしょに暮らしているお話しもしていることがわかりました。

それからどうなったの?

そんな中お母さんにも話ができる友達ができたとです。

サロンでは地域に住む子どもからお年寄りまで多くの人々が気軽に参加して

たくさん笑顔でにぎわっています。

そんな所があるんですか? 子どもがいいたらめいわくじゃないかしら

へえ〜行ってみたい

つぎの土曜にだれでも参加できるサロンがあるけど一緒に行ってみない?

たのしいわよ〜

わたしたちの日々の安心・安全のために活動されている民生委員・児童委員のみなさま

いつもありがとうございます

Mさんは民生委員・児童委員として活躍されています。ほかに通学路の安全を見守ったりなどみなさんの地域でも活動されています。

※ご紹介した内容は実際にあった民生委員の活動内容を表現したものではありません。

答えは、ハガキかEメールで、①住所 ②氏名 ③年齢 ④答え ⑤YOMO-DE!の感想・ご意見をご記入のうえ、下記の宛先までご応募下さい。抽選で**5名様にQUOカード(1,000円分)**をプレゼントいたします。発表は、商品の発送をもって代えさせていただきます。

Q 5月12日は何の日?

- 1 憲法記念日
- 2 民生委員・児童委員の日
- 3 こどもの日

3つの中からえらんでネ

【応募締切】令和4年7月31日(消印有効)

お問合わせ先
佐世保市社会福祉協議会「よもーで」係
〒857-0028 佐世保市八幡町6-1
TEL 0956-23-3174/FAX 0956-23-3175
Eメール: yomo-de@sasebo-shakyo.or.jp

前回の「クイズでポン」の答え
ふだんの 暮らしの しあわせ でした

おたがいの違いを認め合い日頃から助け合うことが、ひとり一人の幸せにつながっていくのかもしれない。

たくさんのご応募ありがとうございました。
次回は令和4年9月発行です。お楽しみに!!

佐世保市社協 検索

させぼんのクイズでポン

